

特別支援学校教諭二種免許状の取得方法及び 法改正以前に修得した科目の読み替え表

教育職員免許法の改正により、今後の単位修得方法は下表A欄のとおりとなります。その場合、B欄に掲げるそれぞれの科目（本県の認定講習分）の単位は、下表のように、A欄に掲げる科目（規則に規定する科目）の単位に読み替えることができます。

A 規則（免許法施行規則）に規定する科目				修得すべき単位数	B 本県の認定講習開講科目											
					23年度		22年度		21年度		20年度		19年度			
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	特別支援教育の基礎理論		特別支援教育の基礎理論		特別支援教育の基礎理論		特別支援教育の基礎理論		特別支援教育の実際			
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理・生理・病理	1以上	視覚障害者の心理、生理及び病理				視覚障害者の心理・生理及び病理				視覚障害者の支援		
教育課程・指導法				1以上			視覚障害児の指導法と教育課程				視覚障害児の教育課程及び指導法					
聴覚障害			心理・生理・病理	1以上	聴覚障害児の心理、生理及び病理				聴覚障害児の心理、生理及び病理				聴覚障害児の心理・生理・病理			
			教育課程・指導法	1以上			聴覚障害児の教育課程及び指導法				聴覚障害児の教育課程及び指導法					
知的障害			心理・生理・病理	両方満たして1以上	知的障害児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		1 知的障害児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	2 知的障害者の特別支援教育		知的障害児の心理・生理・病理および教育課程と指導法	知的障害児の心理等と指導法	知的障害者への特別支援教育	知的障害児の心理・生理・病理及び教育課程・指導法	知的障害者への特別支援教育	知的障害児の心理・生理・病理及び教育課程・指導法	
			教育課程・指導法													
肢体不自由			心理・生理・病理	両方満たして1以上	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理および教育課程と指導法	
			教育課程・指導法													
病弱			心理・生理・病理	両方満たして1以上	病弱児の理解と指導		病気の子供と特別な教育的配慮		病弱児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		病弱児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		病弱児の心理・生理・病理および教育課程と指導法		特別支援教育と病気の子ども	
			教育課程・指導法													
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		重複・LD等	両方満たして1以上 ※備考2	免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（重複・LD等）				重複障害者教育総論（言語障害を中心に）				特別支援教育の対象となる障害の理解と指導			
			5領域				免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（5領域）									
合計				6単位以上												

A 規則（免許法施行規則） に規定する科目		修得す べき単位数	B 本県の認定講習開講科目											
			30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度					
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	1	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論					
			特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論	特別支援教育の基礎理論					
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	第二欄で3以上	視覚障害	心理・生理・病理	1以上		視覚障害者の心理、生理及び病理		視覚障害者の心理、生理及び病理		視覚障害者の心理、生理及び病理		視覚障害者の心理、生理及び病理	
			教育課程・指導法	1以上	視聴覚障害児の教育課程及び指導法		視覚障害児教育指導法		視覚障害者教育方法論		視覚障害児の教育課程及び指導法			
			聴覚障害	心理・生理・病理	1以上		聴覚障害児の心理、生理及び病理		聴覚障害児の心理、生理及び病理		聴覚障害者の心理、生理及び病理			
			教育課程・指導法	1以上	聴覚障害児の教育課程・指導法		聴覚障害児指導法		聴覚障害児の教育課程及び指導法		聴覚障害指導法			
			知的障害	心理・生理・病理	両方満たして1以上	知的障害者の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	知的障害者教育総論	知的障害者教育総論	知的障害者教育総論	知的障害者教育総論	知的障害者教育総論	知的障害者教育総論		
			教育課程・指導法	1以上	知的障害者教育総論		知的障害者教育総論		知的障害者教育総論		知的障害者教育総論			
			肢体不自由	心理・生理・病理	両方満たして1以上	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		
			教育課程・指導法	1以上	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法			
			病弱	心理・生理・病理	両方満たして1以上	病弱児の教育・心理・生理及び教育課程と指導法	病弱児の教育・心理・生理	病弱児の教育・心理・生理	病弱児の教育・心理・生理	病弱児の教育・心理・生理	病弱者教育総論	病弱者教育総論		
			教育課程・指導法	1以上	病弱児の教育・心理・生理		病弱児の教育・心理・生理		病弱児の教育・心理・生理		病弱者教育総論			
			重複・LD等	両方満たして1以上	※備考2		免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(重複・LD等)		免許法に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(重複・LD等)		学習障害(LD)、及び自閉性障害・知的障害の重複障害に対する指導法			
			5領域	両方満たして1以上	※備考2		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(5領域)		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(5領域)		特別支援教育の対象となる障害の理解と指導(5領域)		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(5領域)	
合計		6単位以上												

A 規則（免許法施行規則） に規定する科目				修得す べき単位数	B 本県の認定講習開講科目					
					令和5年度		令和4年度		令和元年度	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1	特別支援教育概論		特別支援教育の基礎理論		特別支援教育の基礎理論	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害		心理、生理・病理	1以上	視覚障害者の心理・生理・病理		視覚障害児指導法	
教育課程・指導法				1以上						
聴覚障害			心理・生理・病理	1以上	聴覚障害児の心理・生理・病理		聴覚障害児の心理・生理・病理			
			教育課程・指導法						1以上	
知的障害			心理・生理・病理	両方満たして1以上	知的障害者教育総論（福岡教育大学）	知的障害者教育総論（久留米大学）	特別支援教育領域に関する科目（知的障害者）	知的障害者教育総論	知的障害者教育概論	知的障害者教育総論
			教育課程・指導法							
肢体不自由		心理・生理・病理	両方満たして1以上	肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		肢体不自由児の心理・生理・病理及び教育課程と指導法		
		教育課程・指導法								
病弱		心理・生理・病理	両方満たして1以上	病弱児教育総論		特別支援教育領域に関する科目（病弱者）		病弱児の教育・心理・生理及び教育課程と指導法		
		教育課程・指導法								
第三欄	免許状に定めらるる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等		両方満たして1以上 ※備考2	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（重複・LD・言語障害等）		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（重複・LD等）			
		5領域			免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目（5領域）					
合計		6単位以上								

※備考 1 第三欄については2講座受講する必要があること。5領域と重複・LD等については隔年で開講する予定である。

2 盲・聾・養護学校教諭免許状を既に取得している場合は、特別支援学校教諭免許状の各該当する教育領域を既に取得していると見なされること。したがって、領域を追加した場合は、免許状を授与されたことにはならないこと。